

令和3年度 人権 e ラーニング研修



人権男女共同平和国際課 人権担当・男女共同参画担当

はじめに

社会には、多くの人権課題が存在します。さまざまな困難を抱え、社会生活にうまく馴染めない人や、社会的な支援制度のはざまにあるなど、生きづらさを抱えている人もいます。

“共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）”の視点に基づき、きめ細かく対応していくためには、職員一人ひとりが状況や課題の把握に努める必要があります。

このeラーニング研修を通して、職員一人ひとりの人権に対する意識を深めていただければ幸いです。

職員に求められる姿勢

- ・正しい知識を身につけましょう
- ・差別的言動や偏見、思い込みに気をつけましょう
- ・他者との違いを尊重しましょう



もくじ

1. 様々な人権課題

(1) 感染症と人権

①新型コロナウイルス感染症 ②ハンセン病 ③H I V

(2) インターネットと人権

(3) 外国につながるのある市民の人権

(4) 多様な性と人権

(5) 犯罪被害者の人権

(6) 障がいのある人の人権

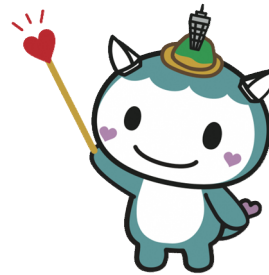
(7) ジェンダー平等・男女共同参画

2. 人権とは？

(1) 改めて、「人権」とは？

(2) 人権に配慮した表現等

3. 相談窓口



1. さまざまな人権課題



(1) 感染症と人権

新型コロナウイルス感染症やエイズ等、感染症に対する知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で、差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。

感染症についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(1) 感染症と人権

①新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、「コロナ差別」、「コロナいじめ」などと呼ばれる様々な人権問題が発生しています。



差別や偏見に気づこう。

医療従事者、エッセンシャルワーカー、感染者やこれらの方々の方々…。様々な人への心ない言動や、根拠のない情報に基づく差別・偏見が多く見られます。その多くは日常のなかで無自覚になされる言動です。

「家族を感染から守りたい」という気持ちは誰もが持っているものです。そのような動機は間違っていなかったとしても、会話の中のひとことが重要な仕事をしている人々への攻撃になってしまうことがあります。苦しむ必要のない人を苦しめたり傷つける言動はやめて、互いに思いやりを持ち、正しい情報に基づいて行動することを、今、改めて考える時ではないでしょうか。

(1) 感染症と人権

①新型コロナウイルス感染症

ウイルスには気を付けても誰でも感染する可能性があります。相手の立場に立って、正しい知識をもとに、感染者とそのご家族に思いやりを持って接しましょう。

悪意がない言動が人権侵害につながることもあります。そして、感染対策にも影響を与える可能性があります。正しい知識と情報をもとに行動しましょう。それが、新型コロナウイルス感染症から、ご自分を、ご家族を、皆様を守ることに繋がります。

正しい知識と情報をもとに行動し、不安を差別につなげないようにしましょう。



(1) 感染症と人権

①新型コロナウイルス感染症

コロナ差別で悩んでいませんか？



<法務省人権擁護局 人権相談窓口のご案内>

● インターネット人権相談
<https://www.jinken.go.jp/>

- みんなの人権110番 電話 0570-003-110
- 子どもの人権110番 電話 0120-007-110
- 女性の人権ホットライン 電話 0570-070-810



※いずれも、月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）8時30分～17時15分

● 外国語人権相談ダイヤル 電話 0570-090-911

※月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）9時～17時

※10言語対応

(1) 感染症と人権

②ハンセン病

現代では感染することも発病することもほとんどないハンセン病。

治る病気であるにもかかわらず、その患者は強制的に隔離されてきた歴史があります。

隔離するための法律は廃止されましたが、この病気に対する偏見や差別はなくなっておらず、今も元患者やその家族は苦しんでいます。



(1) 感染症と人権

②ハンセン病

どんな病気なの？

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる病気です。現代においては、感染することも発病することもほぼありませんが、感染し発病すると、手足などの末梢神経が麻痺し、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなることがあり、皮膚にさまざまな病的な変化が起こったりします。また、治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがありました。かつては「らい病」と呼ばれていましたが、1873年（明治6年）に「らい菌」を発見したノルウェーの医師・ハンセン氏の名前をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。

他の人に感染するの？

「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい病気です。末梢神経の麻痺などの症状が出る（発病）かどうかは個人の免疫力や衛生状態、栄養事情などが関係しますが、たとえ感染しても発病することはほぼありません。現在の日本の衛生状態や、生活環境を考えると、「らい菌」に感染しても、ハンセン病になることはほとんどありません。

（日本人新規患者数：2017年1人、2018年0人、2019年0人）

治療法はあるの？

1943年（昭和18年）、米国で「プロミン」という薬がハンセン病によく効くことが報告されました。わが国では、（1946年）（昭和21年）から患者に試用され始めましたが、その数はわずかであったため、もっと多くの人に投与できるようにしてほしいと患者が国に働きかけ、1949年（昭和24年）から広く使用されるようになりました。その後、様々な薬が開発され、現在はWHO（世界保健機関）が推奨する3種類の飲み薬を組み合わせる治療が行われています。ハンセン病は早期に発見し、適切な治療を行えば、顔や手足に後遺症を残すことなく、治るようになっています。

(1) 感染症と人権

②ハンセン病

19世紀後半、ハンセン病はコレラやペストなどと同じような恐ろしい伝染病であると考えられていました。当初は、家を出て各地を放浪する患者が施設に収容されましたが、やがて自宅で療養する患者も収容されるようになりました。

ハンセン病と診断されると、市町村や療養所の職員、医師らが警察官を伴ってたびたび患者のもとを訪れました。そのうち近所に知られるようになり、家族も偏見や差別の対象にされることがあったため、患者は自ら療養所に行くしかない状況に追い込まれていったのです。



このような状況のもとで、1931年（昭和6年）にすべての患者の隔離を目指した「癩予防法」が成立し、療養所の増床が行われ、各地にも新しく療養所が建設されていきました。また、各県では「無癩県運動」という名のもとに、患者を見つけ出し療養所に送り込む施策が行われました。保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒し、人里離れた場所に作られた療養所に送られていくという光景が、人々の心の中にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付け、それが偏見や差別を助長していったのです。

(1) 感染症と人権

②ハンセン病

ハンセン病患者の隔離政策は、「癩予防法」という法律のもとで進められました。1953年（昭和28年）、患者の反対を押し切ってこの法律を引きつぐ「らい予防法」が成立しました。この法律の問題点は、患者隔離が継続され、退所規定が設けられていないことでした。つまり、ハンセン病患者は療養所に収容されると、一生そこから出ることが出来なかったのです。

1946年（昭和21年）にハンセン病の特効薬「プロミン」が登場し、その後、新しい飲み薬タイプの治療薬が開発され、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になっていました。にもかかわらず、患者の強制収容が続けられたのです。

1955年（昭和30年）前後から徐々に規制が緩和され、病気が治って自主的に退所する人たちも出てきました。しかし彼らは療養所に入所する際に、社会や家族と断絶させられており、療養所の外では頼る人はなく、救いの手を差し伸べる人も、受け皿もなかったのです。そのような状況の中で、生活苦で体を壊したり、病気を再発させたりして、やむなく療養所に戻る人も少なくありませんでした。

ハンセン病療養所 全国配置図



『ハンセン病の向こう側』(厚生労働省パンフレット)より

(1) 感染症と人権

②ハンセン病

ハンセン病の隔離政策が終わったのは、つい最近のことです。



「らい予防法」は1996年（平成8年）にようやく廃止されました。1998年（平成10年）には入所者らによって熊本地裁に国のハンセン病政策の転換が遅れたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提起されました。続いて東京、岡山でも提訴が行われました。

2001年（平成13年）、熊本地裁で原告勝訴の判決が下されました。国はハンセン病問題は早期に全面解決する必要があると判断し、原告の主張を受け入れ、控訴をしませんでした。その後、国は入所者たちにおわびし、新たに補償を行う法律を作り、入所者や社会復帰者たちの名誉回復、社会復帰支援及びハンセン病問題の啓発活動等に取り組んでいます。

(1) 感染症と人権

②ハンセン病

熊本裁判に勝訴しても、入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別は今でも根強く残っています



熊本地裁の判決に対し、国は控訴断念を決めるとともに、内閣総理大臣談話を発表し、ハンセン病問題の早期解決に取り組む決意を表明しました。しかし判決後も、熊本県で入所者に対するホテル宿泊拒否事件が起き、これが報道されると、今度は元患者に対する誹謗中傷が行われる事態に発展するなど、残念ながら入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。そのため、療養所の外で暮らすことに不安を感じ、安心して退所することができないという人もいます。

高齢や後遺症、周囲の偏見などを乗り越えて、療養所を退所して社会復帰した人もいますが、その数は決して多いとはいえません。療養所に入所したときに、家族に迷惑が及ぶことを心配して本名や戸籍を捨てた人もいるため、現在も故郷に帰ることなく、肉親との再会が果たせない人もいます。療養所で亡くなった人の遺骨の多くが実家のお墓に入れず、各療養所内の納骨堂に納められています。

(1) 感染症と人権

②ハンセン病

ハンセン病に対する偏見や差別をなくすために

- 正しい知識を持ちましょう
- ハンセン病問題を風化させてはなりません
- ハンセン病問題は、現在進行中の人権問題です



(1) 感染症と人権

③HIV

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にあります。HIVは、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。また、治療法の進歩により、仮にHIVに感染したとしても、早期発見及び早期治療を適切に行うことで、エイズの発症を予防し、他人への感染リスクも大きく低下させることができます。

しかし、正確な情報が十分には伝わっておらず、原因不明で有効な治療法がなく死に至る病であった時代の認識にとどまっている場合が少なくありません。そのことが、感染を心配する人たちを検査や治療から遠ざけ、偏見や差別を招く一因となっています。



1. さまざまな人権課題



(2) インターネットと人権

インターネットは、だれでも情報を受信・発信できる手軽で便利なメディアとして、急速に普及し、私たちの生活に欠かせないものとなっています。

インターネットは様々な人と交流できたり、簡単に情報収集ができたりするなど便利な一方、危険と隣合わせであることも忘れてはいけません。

インターネット上においては、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、SNS等を利用したネットいじめなど様々な人権問題が起きています。

(2) インターネットと人権

インターネットを使うとき、こんなことをしていませんか？

- 匿名だから何を書き込んでもいいと思いませんか？
- 悪口や差別的な書き込みはしていませんか？
- 暴力的な言葉を書き込んでいませんか？
- 安易に自分の写真や情報を載せていませんか？
- 知り合いの住所や連絡先を無断で書き込んでいませんか？
- SNSで知り合った人と1人で会おうとしていませんか？



➡ **その行為、危険です！**

(2) インターネットと人権

使い方を間違えると大変なことに！

- ◆ **無料通信アプリやSNSなどを使用したネットいじめに発展**
- ◆ **個人情報の無断掲載によるプライバシーの侵害**
無断で他人の名前や住所、写真、アドレスなどをインターネットに公開することは、プライバシーの侵害にあたります。
- ◆ **デマ・フェイクニュースの拡散による人権侵害**
事実と異なる偽の情報を、安易に信じてSNSでシェアした結果、本来は無関係な人々が誹謗・中傷を受けるなど、重大な人権侵害を引き起こすことがあります。
- ◆ **他人の著作物の無断掲載による著作権侵害**
- ◆ **SNS等の利用による性犯罪**



➡ **重大な人権侵害や犯罪になることもあるため、私たち一人ひとりの人権意識が大切です。**

(2) インターネットと人権

ネット被害から自分を守るために

正しい知識を身につけ、自分で自分の身を守ろう！

使い方についての知識やモラルが不十分だと、思わぬトラブルに巻き込まれたり、人権侵害を受けたりする可能性があります。

また、インターネット上で一度発信した情報については、完全に削除することが難しいので、十分注意しましょう。

- ☑ 安易に自分の写真や個人情報を載せない！
- ☑ 心当たりのないメッセージへの返信はしない！
- ☑ むやみに実名で登録しない！
- ☑ “無料”だからといって安易に登録しない！
- ☑ ネットで知り合った人には安易に会わない！



(2) インターネットと人権

ネットで相手を傷つけないために

ネット上の書き込み、情報発信には責任が伴う！

ネットの向こう側にも、あなたと同じ人間がいます。顔が見えないからこそ、相手の人権を尊重することを忘れず、配慮を持ってインターネットを利用しましょう。

- ☑ 使用する言葉に注意。暴力的な言葉は絶対NG！
- ☑ 他人の悪口や差別的な内容は書き込まない！
- ☑ 知り合いのアドレスや住所など個人情報を無断で載せない！
- ☑ 人が写っている写真や動画は勝手に掲載しない！
- ☑ 他人の書き込みを“あおる”書き込みをしない！
- ☑ 雑誌や書籍に載っている漫画、写真、記事などを勝手に掲載しない！
- ☑ 根拠のないうわさ話は載せない！
- ☑ 出処不明の情報を安易に拡散しない！



1. さまざまな人権課題



(3) 外国につながるのある市民の人権

本市には、2021年（令和3年）8月1日現在、約6,700人の外国人住民が住んでいます。また、歴史的経緯により朝鮮半島から日本に移り住んだ人々の子孫である在日韓国・朝鮮人の人々や、文化的・民族的背景など、何らかの形で外国につながるのある市民もいます。



外国につながるのある市民には、言葉をはじめ、労働、教育等、生活していくうえで、多くの課題が存在します。偏見や差別をなくし、外国につながるのある市民の人権を尊重することが大切です。

(3) 外国につながるのある市民の人権

ヘイトスピーチとは？

デモやインターネット上で、特定の国の出身の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に社会から追い出そうとしたり、特定の国の出身の人々に一方的に危害を加えようとする内容の言動のことです。

※デモ等における発言だけでなく、プラカードの文字、インターネット上の書き込みなども含むと解されます。

<ヘイトスピーチの例>

- 特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの
「〇〇人はこの町から出て行け」「〇〇人は祖国へ帰れ」など
- 特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えんとするもの
「〇〇人は殺せ」「〇〇人は海に投げ込め」
- 特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの
虫、動物、物などに例える（隠語や略語、一部を伏せた場合なども含む）



(3) 外国につながるのある市民の人権

「ヘイトスピーチ解消法」とは？

2016年（平成28年）6月3日、
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」）が施行され、今年で5年が経過しました。



「ヘイトスピーチ解消法」は、「本邦外出身者」に対する「不当な差別的言動は許されない」と宣言しています。

(3) 外国につながるのある市民の人権

私たちがすべきこと

特定の民族や国籍の人々を排斥するヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

一人ひとりの人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現をめざすうえで、こうした言動は許されるものではありません。



市民の誰もが快適に暮らすためには、国籍や民族を超えて、互いの文化を認めあうことが大切です。

(3) 外国につながるのある市民の人権

ヘイトスピーチの解消に向けた取組への協力について

- 1 市内でヘイトスピーチが行われるおそれがあること、あるいは実際に行われたこと等を把握した場合には、人権男女共同平等国際課へご連絡ください。
また、職員が市内でヘイトスピーチの現場に遭遇した場合には、可能であれば写真や動画等により状況を記録し、提供していただきますよう、お願いいたします。
- 2 市が管理する施設等の使用許可にあたって、ヘイトスピーチが行われるおそれがあることを把握した場合には、法の理念及び施設の使用許可の基準を踏まえ、ヘイトスピーチを行うことのないよう、申請者に対して確認をお願いします。
その際、人権男女共同平等国際課も連携して対応いたしますので、ご連絡ください。

※2016年12月総務主管者会議資料より抜粋。依頼文書は人権男女共同平等国際課ライブラリに掲載しています。

1. さまざまな人権課題

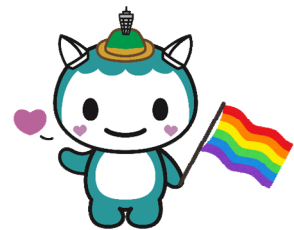


(4) 多様な性と人権

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人々がいます。

性的指向や性自認に関する理解を深めていくことが必要です。

本市では、2021年3月に策定した「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」において、重点目標の一つとして新たに「多様な性を尊重する社会づくり」を掲げ、セクシュアル・マイノリティに対する理解の促進等の取組を進めています。



(4) 多様な性と人権

セクシュアリティ (性) とは

セクシュアリティ (性) は多種多様なグラデーション。
その構成要素を次の4つから考えてみましょう。

- **生物学的な性 = 「からだの性」**
染色体、内・外性器の形状など、客観的な事実を基に識別した性別
- **性自認 (性の自己認識 (Gender Identity)) = 「こころの性」**
自分の性をどのように認識しているのかということ
- **性的指向 (Sexual Orientation)**
どのような性別の人を好きになるかということ
- **表現する性**
言葉づかいやしぐさ、服装など個人が表現する性



赤・橙・黄・緑・青・紫の
6色のレインボーフラッグは
セクシュアル・マイノリティの
尊厳と社会運動のシンボル
として使われています。

(4) 多様な性と人権

セクシュアル・マイノリティ (性的少数者) とは

からだの性と性自認が異なる人、恋愛対象が同性 (あるいは両性) に向いている人などを**セクシュアル・マイノリティ (性的少数者)**と呼ぶことがあります。

セクシュアル・マイノリティのカテゴリーを表す言葉のひとつとして、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字を組み合わせた「**LGBT**」があります。



※セクシュアル・マイノリティには、LGBT以外にも、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・分からない人など、さまざまな人々がいます。

(4) 多様な性と人権

性的指向 (Sexual Orientation) = どのような性別の人を好きになるかということ



L **Lesbian** レズビアン
女性の同性愛者 (心の性が女性で恋愛対象も女性)



G **Gay** ゲイ
男性の同性愛者 (心の性が男性で恋愛対象も男性)



B **Bisexual** バイセクシュアル
両性愛者 (恋愛対象が女性にも男性にも向いている人)

性自認 (Gender Identity) = 自分の性をどのように認識しているのかということ

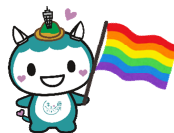


T **Transgender** トランスジェンダー
「身体の性」と「心の性」が一致しないため、「身体の性」に違和感を持つ人



(4) 多様な性と人権

LGBTからSOGI (ソジ) へ



こう考えてみてはいかがでしょうか。
SO (性的指向) は「誰と生きるか」
GI (性自認) は「どう生きるか」

SOGIとは

どのような性別の人を好きになるかを示す**性的指向 (Sexual Orientation)** と自分の性をどのように認識しているかを示す**性自認 (Gender Identity)**の頭文字をとったことば。

LGBTが「人」を示すことばであるのに対し、SOGIはすべての人に関わることであり、一人ひとりの「性のあり方」を尊重することでもあります。

“共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち (インクルーシブ藤沢)”の実現に向け、このSOGIの概念を基盤とした施策の推進が必要です。

(4) 多様な性と人権

身近な存在であるセクシュアル・マイノリティ



平成 30 年度に実施した「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査」では、「身体・心の性、性的指向に『自分が悩んだことがある』人が 1.6 %、『知人や家族が悩んでいたことがある』人が 7.7 %となっています。

また、国内の企業の調査では、8.9 %*₁や約 10.0 %*₂がセクシュアル・マイノリティであるという数値も出ています。

これは、血液型が A B 型の人や、左利きの人割合に近い数字です。

* 1 2020 年 12 月、電通ダイバーシティ・ラボ調べ（20～59 歳、60,000 人対象）

* 2 2019 年 4 月～5 月、LGBT 総合研究所調べ（20～69 歳を対象、428,036 人中347,816 人から回答）

(4) 多様な性と人権

身近な存在であるセクシュアル・マイノリティ

このようにセクシュアル・マイノリティの方は身近な存在であるはずですが、「自分の周りにはセクシュアル・マイノリティはいない。」と思っている人は少なくありません。しかし、当事者の多くは、生きづらさを抱えながら、無理解や偏見を恐れて、家族・友人・知人・職場の同僚や上司に伝えることができないため、周囲の人々が、その存在に気付かないだけなのです。

そのことを理解し、意識しておくことはとても重要です。

セクシュアリティ（性）は多様です。

そして、個人の尊厳にかかわる大切な問題です。

誰もが自分の性的指向・性自認を尊重され、自分らしく生きることのできる社会をみんなでつくっていきましょう。



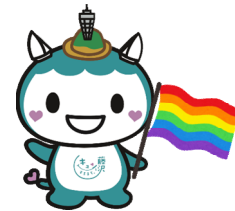
(4) 多様な性と人権

今日からできること

自分のまわりにセクシュアル・マイノリティの人がいるかもしれないと思って行動しましょう。

- セクシュアル・マイノリティを笑いのネタにしない。
- 「オカマ」「ホモ」などの差別的な言葉を使わない。使っている人が身近にいたら注意する。
- 「いつ結婚するの?」、「子どもはいるの?」など、結婚や子育てを前提としない。

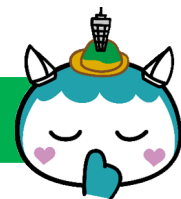
職員として、普段から性の多様性について理解を深め、対応を考えていくことを心掛けましょう。



(4) 多様な性と人権

もしも友人からカミングアウトされたら?

話を受け止め、第三者に勝手に話すことはやめましょう。



性の多様性に対する社会の理解が不十分であることにより、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人々は、様々な困難を抱えています。

あなたの周りにも、悩んでいる人がいるかもしれません。相談を受けた場合は、あなたを信頼して相談したのだと受け止め、話を聞いてあげてください。

また、**相手の理解がないのに、第三者に話すこと（アウトティング）は絶対にやめましょう。**

(4) 多様な性と人権



**2021年（令和3年）4月1日から
藤沢市パートナーシップ宣誓制度が始まりました**

◆本市のパートナーシップ
宣誓書受領証 交付件数
17組（2021年8月20日時点）

<制度の概要>

戸籍上の婚姻関係にはないが、同性・異性を問わず2人が互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら継続的な共同生活を行うことを約束した関係（パートナーシップ）にあることを宣誓し、市長が宣誓書を受領したことを証する制度です。宣誓者には、宣誓書受領証を交付します。

◆全国のパートナーシップ制度交付件数
2,018組
（2021年（令和3年）6月30日時点）

◆導入自治体
110自治体
（2021年（令和3年）7月1日時点）
[人口カバー率37.8%]

（出典）渋谷区・認定NPO法人虹色ダイバーシティ
全国パートナーシップ制度共同調査

◆この制度の対象となる方々の困りごとの例

- 1 自分たちの関係を周りの人に説明しづらい
- 2 同性カップルだと住宅が借りづらい
- 3 パートナーに万が一のことがあっても親族として扱われない

※本制度は、法律上の効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、当事者（市民）の方の困りごとを少しでも軽減することができるよう、市の規定に基づく行政サービス等については、対象とすることができるかを必ずご検討ください。

1. さまざまな人権課題



(5) 犯罪被害者の人権

犯罪の被害は、いつ誰に起こるかわかりません。犯罪被害者やその家族は、ある日突然、大きな悲しみや多くの困難に直面することになります。

また、犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、いわれのないうわさや中傷、窓口で応対した職員の配慮を欠く言葉により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの、二次的な被害を受けることがあります。



(5) 犯罪被害者の人権

被害者やその家族に接するときは

いつもどおり自然に接してください。そして…

- 被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止め、決めつけたりしない。

NG! 「あなたは強いから大丈夫ですよ。」…などと言う。

→例えば… 「本当にお気の毒なことです。」

応答例は、あくまでも一例です。言葉が見つからない時は、目の前にいる人の存在を受けとめ、話に静かに耳を傾けましょう。

- 安易な約束や励まし、なぐさめはしない。

NG! 「気を強く持って、前向きに生きましょう。」「辛いことは早く忘れましょう。」

→例えば… 「悲しんでいいのですよ。」「無理をする必要はありませんよ。」

- 被害の状況を人と比べたり、自責の念を助長させない。

NG! 「命が助かっただけでも良かったと思わなければいけませんね。」

→例えば… 「ここでは、安心してご自分の感情を出していいのですよ。」

- 無責任なうわさ話やインターネットの書き込みはしない。

などの心配りが必要です。周囲の人の支えは、被害者等にとって大きな力となります。



(5) 犯罪被害者の人権

犯罪被害者やその家族は、犯罪によって命の危機にさらされ、身体や心を傷つけられ、財産等を奪われるといった深刻な被害に直面し、どう対処したらよいかわからなくなります。

また、性犯罪・性暴力は、人間の尊厳を踏みにじる許しがたい行為であり、被害にあった方も周囲の方も、様々な心身の不調に苦しみます。



犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュットちゃん」

知って ください

苦しんでいる犯罪被害者がいることを

こころやからだの不調	生活上のもんだい	まわりからの二次被害	金銭的なもんだい	虐待にともなうさまざまな負担
------------	----------	------------	----------	----------------

かながわには犯罪被害者を支える仕組みがあることを

近所にあわれた方やそのご家族からのご相談をお受けします

かながわ犯罪被害者サポートステーション

045-311-4727 休日も 09-17時 03 - 0330時迄!

性犯罪や性暴力にあわれた方からのご相談をお受けします

かながわ性犯罪・性暴力被害者アンソープデスクセンター

かならいん

#8891 24時間 24時間 どなたでも

045-548-5666 電話受付 18時-20時 受付及びLGBTQ+被害者のための相談 18時-19時30分迄! 専門相談ダイヤル

お住まいの市町村にも窓口があります

かながわ犯罪被害者サポートステーションポスター

1. さまざまな人権課題



(6) 障がいのある人の人権

障がいのある人を含むすべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障がいのある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会のすべての人々が障がいのある人について十分理解し、必要な配慮をしていくことが求められています。



(6) 障がいのある人の人権

障がいのある人とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病に起因する障がいその他の心身の機能に障がいがあり、障がいや社会の中のバリア（障壁）によって生活に制限を受ける状態にある人をいいます。

また、障がいには様々なものがあり、それぞれの障がいの特性を知ることによって障がいに応じた適切な配慮や支援ができるようになります。

「令和3年版 障がい者白書」によると、日本には、身体に障がいのある人約436万人、知的障がいがある人約109万4千人、精神障がいがある人約419万3千人が暮らしています。



(6) 障がいのある人の人権

障がい者差別解消法

2016年（平成28年）に施行された「障がい者差別解消法」の改正案が2021年（令和3年）5月、参議院本会議で可決、成立しました。

これまで、合理的配慮の義務付けは国や自治体のみで、民間事業者には努力義務となっていました。今回の改正によって、今後は義務として、配慮提供が求められることとなります。

改正法は公布日（2021年6月4日）から起算して3年以内に施行されます。

不当な差別的取扱いの禁止

（不当な差別的取扱いの例）

- ・ 障がいを理由として正当な理由なくサービスの提供や店舗への入店を拒否する
- ・ 求人募集時に障がいがあることを理由に応募させない

合理的配慮の提供

（合理的配慮の例）

- ・ 車いすの高さに合わせて机の高さを調整する
- ・ 目の不自由な人のために音声ガイドや点字つきのメニューを用意する
- ・ 知的障がいのある人のためにわかりやすい図などを用いて説明する

(6) 障がいのある人の人権

障がいのある人にはさまざまなバリア（障壁）があります



- ◆ 階段や歩道の段差などの「物理的なバリア」
- ◆ 障がいに対する配慮を欠いた社会のルールなどの「制度のバリア」
- ◆ 音声や点字、手話、字幕といった、必要な人に分かりやすい案内がないことなどの「情報のバリア」
- ◆ 差別や無関心など他人を受け入れない「心のバリア」

イラスト『障がいのある人の人権～パラリンピックへ向けて～』冊子より

(6) 障がいのある人の人権

最も重要なのは「心のバリアフリー」です！

障がいのある人に対する差別や偏見、無関心は「心のバリア」です。

「かわいそうな人たち」「自分には関係ない」「あまり関わりたくない」



「何かお困りですか」「何かお手伝いしましょうか」など自分自身のバリアを取り払い「心のバリアフリー」を実践しましょう！

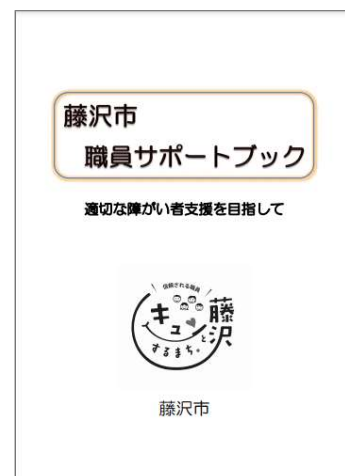


平成29年度「障害のある人の人権について考えよう！人権ポスターキャッチコピーコンテスト」最優秀作品

(6) 障がいのある人の人権

誰もが住みやすい社会をつくるためには、一人一人が相手の立場に立って考え、行動することが大切です。

適切な障がい者支援の参考に「藤沢市職員サポートブック」もご活用ください。



※障がい者支援課のライブラリに掲載されています

1. さまざまな人権課題



(7) ジェンダー平等・男女共同参画

誰もが性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できるジェンダー平等社会の実現をめざす上で、人はみな平等であるという基本認識に立ち、さまざまな文化や価値観、生活様式などの個性を認め合い、互いの人権を尊重し合うことが大切です。

(7) ジェンダー平等・男女共同参画

「ジェンダー」ということば、知っていますか？

ジェンダーとは、生まれつきの生物学的性別に対し、**社会通念や慣習などに基づき、社会的・文化的に形成された性別のことをいいます。**

ジェンダー平等？
ジェンダー主流化？

仕事・家事・育児・介護…



日本はジェンダー
ギャップ指数120位
(世界153か国中)

男は仕事、
女は家庭 ?

女性(男性)は
こうあるべき ?

(7) ジェンダー平等・男女共同参画

「ジェンダー」の広まり

以前から、「ジェンダー」は国連をはじめとする国際機関等で用いられていましたが、日本ではあまり馴染みのないことばでした。

しかし近年では、SDGsの17の目標の一つに「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられたこともあり、社会的に定着してきています。



「ジェンダー平等」とは、誰もが性別に関わらず、人権が守られ、平等に機会を与えられること。

「ジェンダー主流化」とは、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、**すべての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと**をいいます。

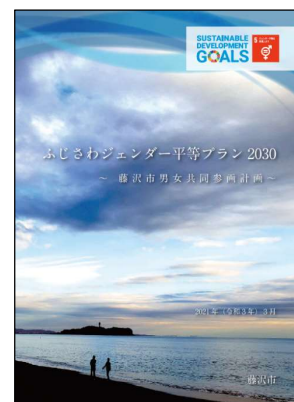
(7) ジェンダー平等・男女共同参画

藤沢市では、一人ひとりの人権を尊重し、SDGsの目標の一つである「ジェンダー平等の実現」を踏まえるとともに、「共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）」の視点に基づき、「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」を策定し、取組を進めています。

3つの基本理念

- 固定的性別役割分担を解消し、人権を尊重したジェンダー平等社会を実現する
- ワーク・ライフ・バランスの実現をめざすとともに、誰もが多様な分野に参画し、互いに認め育て合う社会を実現する
- 困難な状況にある人々への支援をはじめ、誰もが健康で安心して暮らせる社会を実現する

ジェンダー平等のまち「ふじさわ」の実現に向けた施策への協力をお願いいたします。



(7) ジェンダー平等・男女共同参画

固定的性別役割分担に捉われていませんか？

ジェンダーに関わる課題として、「**固定的性別役割分担意識**」というものがあります。

「固定的性別役割分担意識」とは、その人がどんな人であるかに関わらず、「性別」を理由に「これをするべきだ」、「こうあるべきだ」と役割を固定して考えることです。

日本ではこの意識が強く、ジェンダー平等・男女共同参画を阻む要因の一つと言われています。

固定的性別役割分担意識の例

- ・「男なんだから稼いでこないと」
- ・「女性だから料理が上手じゃないと」
- ・リーダーや代表は男性が、女性は補助的な業務に



(7) ジェンダー平等・男女共同参画

**固定的な役割分担意識や社会慣行を見直し、
性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、
あらゆる分野に対等に参画できる社会づくりが必要です。**

ジェンダー平等・男女共同参画は、決して「女性だけのもの」でも「女性を優遇するためのもの」でもありません。

男性にとっても、働き方や暮らし方を見直し、多様な生き方が選択できるようになるチャンスです。

性別にとらわれず自分らしい生き方ができるようになることが、ジェンダー平等・男女共同参画が達成された社会です。



2. 人権とは



(1) 改めて、「人権」とは

「人権」という言葉からあなたはどんな印象を受けますか。

「とても大切なもの」それとも「何だか堅苦しくて難しいもの」、
「自分には関係ないもの」でしょうか。

これまで、さまざまな人権課題を学習してきましたが、
改めて、「人権」とはなんですか？



(1) 改めて、「人権」とは？

人権とは、すべての人が、生まれながらにもっている権利です

人は誰でも、自由で、平等であり、尊厳をもって人間らしい生活をする権利があります。

同じ社会に生きる者として、互いの人権を尊重し、多様性を認めあい、人を思いやる心をもって行動することが大切です。



(1) 改めて、「人権」とは？

藤沢市人権施策推進指針（人権指針）

藤沢市では、人権施策の推進を目的とし、2007年（平成19年）2月、職員に向けたガイドラインとして、人権施策の基本理念、現状と課題、今後取り組むべき方向性を示した「藤沢市人権施策推進指針」を策定しました。（2016年3月改定）

基本理念

人権を大切にし、「人権文化」を育むまちづくり

一人ひとりが個人として尊重され、ともに生きるまちづくりの実現には、**施策に取り組む職員一人ひとりの人権意識の向上**が何よりも重要です！



(1) 改めて、「人権」とは？

人権施策推進指針に掲げる分野別人権課題

ジェンダー平等 男女平等	患者等の人権
子どもの人権	勤労者の人権
高齢者の人権	犯罪被害者の人権
障がい者の人権	ホームレス（野宿生活者） の人権
同和問題 （部落差別）	インターネット上 における人権
外国につながるの ある人の人権	セクシュアル・マイノリ ティ（性的少数者）の人権
	さまざまな人の人権

社会や日常生活の中で、さまざまな人権課題が存在しています。

人権施策推進指針では、左にあげた13の分野別人権課題を掲載しています。

1 さまざまな人の人権

先住民族の人権
刑を終えて出所した人の人権
北朝鮮当局による拉致被害者の人権
震災等の被害者の支援
婚外子の人権
戸籍に記載がない人の人権
難民の人権

2 さまざまな人権課題

人身取引（トラフィッキング）
貧困・生活困窮
自殺
複合差別
差別落書き

2. 人権とは



(2) 人権に配慮した表現等

「人権に配慮した表現等」に関する留意事項について、チェックしておきましょう。

議会や審議会等、公の場での発言や情報発信時等においては、市民の方から誤解を招くような表現や、差別的な言葉については、使用しないよう、ご注意ください。

また、本来差別的な意味を持たないとされる表現であっても、受け手側が差別的な表現と感じるおそれのある言葉についても、あわせて使用しないよう、ご留意願います。



(2) 人権に配慮した表現等

1 身体の症状や特徴を表わす言葉のなかで、言葉自体に差別的要素が含まれている用語

《例》×「決裁したけれど、**めくら判**だから…。」

×「〇〇さんは怪我をしていたようで、**びっこ**をひいていた。」

2 本来は差別的表現ではないとされる言葉であっても、差別語と受け止める人がいるおそれのある言葉

《例》×「片手落ち」 → 「不十分、不公平、気配りを欠く」など

×「手短かに」 → 「簡単に、簡潔に」など

3 「障がい者」の表記について

×「障がいを**もつ**人(方)」 → 「障がいの**ある**人(方)、障がい者」など

4 男女のいずれかに偏った表現等は使用しない

×「父兄」 → 「保護者、おうちの方」など

×「行政マン」 → 「市職員、行政職」など


×「サラリーマン」「OL」 → 「会社員」など

×「看護婦」 → 「看護師」など




(2) 人権に配慮した表現等

使用するリーフレットやチラシ等のイラストについても、性別による固定的な役割分担意識にとらわれないよう、配慮・工夫してください。




男子は球技、女子はママごとなど、画一的な表現

➔



好みは性別を問わず人それぞれです。いろいろな個性を表現しましょう。



(2) 人権に配慮した表現等

普段、何気なく使っている、「手短か」など、本来は差別を目的とした言葉ではないとされていますが、特に、身体の一部や症状が入る言葉については、さまざまな視点に立ち、慎重な配慮が必要です。

「人権に配慮した表現等に関する留意事項について」は、

- ・人権男女共同平等国際課（人権担当）のライブラリ
- ・人権施策推進指針（資料9 p.68～）

に掲載していますので、是非ご一読ください。



3. 相談窓口



人権に関する主な相談機関 ※開設日時は各機関にお問い合わせください			
	相談窓口	相談機関	電話番号
全般	みんなの人権110番	法務省全国共通人権相談ダイヤル	☎0570-003-110
	定例人権相談	人権擁護委員(中面参照)	(面談のみ)
子ども	いじめ相談ホットライン	藤沢市教育指導課	☎0466-25-2500
	子ども虐待ほっとライン	藤沢市子ども家庭課	☎0466-50-7714
	学校生活や学校教育に関する電話相談	藤沢市学校教育相談センター	☎0466-50-3550
	24時間子どもSOSダイヤル (24時間365日対応)	神奈川県立総合教育センター	☎0120-0-78310 ☎0466-81-8111
	児童相談所虐待対応ダイヤル (24時間365日対応)	お近くの児童相談所	☎189(無料)
	人権・子どもホットライン (子ども専用電話)	神奈川県福祉子どもみらい局	☎0466-84-1616
	子ども・家庭110番	神奈川県中央児童相談所	☎0466-84-7000
	子どもの人権110番	法務省全国共通フリーダイヤル	☎0120-007-110
高齢者	高齢者虐待防止専門相談窓口	藤沢市高齢者支援課	☎0466-25-1111
障がい者	障がい者虐待防止センター	藤沢市障がい者支援課	☎0466-25-1111

3. 相談窓口



女性	DV相談等	藤沢市生活支援課	☎0466-50-3572
	女性のためのDV相談窓口	神奈川県配偶者暴力相談支援センター	☎0466-26-5550
	女性の人権ホットライン	法務省全国共通ナビダイヤル	☎0570-070-810
男性	DV男性被害者相談窓口	神奈川県配偶者暴力相談支援センター	☎0570-033-103
	DVに悩む男性のための相談窓口	神奈川県配偶者暴力相談支援センター	☎0570-783-744
	DVに悩む男性のための電話相談	一般社団法人 神奈川人権センター	☎045-758-0918
犯罪被害者等	犯罪の被害にあわれた方の相談・支援	かながわ犯罪被害者サポートステーション	☎045-311-4727
	性犯罪・性暴力にあわれた方の相談・支援(24時間365日対応)	かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」	☎#8891 または 045-322-7379
	男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル 毎週火曜日(16時~20時)	かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」	☎045-548-5666
LGBT	性的マイノリティ派遣型個別相談	神奈川県 共生推進本部室(受付)	☎045-210-3637
外国人	弁護士によるヘイトスピーチ専門相談	神奈川県 共生推進本部室(受付)	☎045-210-3637

4. おわりに

さまざまな困難を抱え、悩んでいる人は、相談するにも勇気が必要です。また、相談したあとに、心無い言葉で傷つけられたり、誹謗中傷等による二次被害を受けることもあり、深刻な問題です。

もし相談を受けたら、あなたを信頼して相談されたのだと受け止め、プライバシーの侵害等がないよう、充分注意しましょう。



人は、一人ひとり違います。違いを認め合いながら、あらゆる人々が共に生きることができるよう、他者を思いやる心、人権尊重の意識（気づき）を一人ひとりが持ち続けることが大切です。

今年度もお忙しい中、人権eラーニング研修を受講いただき、ありがとうございました。今後とも、人権に配慮した市民対応、各施策への取組をお願いいたします。

人権男女共同平等国際課 人権担当・男女共同参画担当 内線2132

※過去の人権eラーニングは、人権男女共同平等国際課のライブラリに掲載しています。



参考文献、ウェブサイト

- ・『令和2年度版 人権の擁護』（法務省人権擁護局）
- ・新型コロナウイルス感染症に関連して -差別や偏見をなくしましょう-（法務省人権擁護局ウェブサイト）https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html
- ・『ハンセン病の向こう側』パンフレット（厚生労働省）
- ・『ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～』冊子（法務省人権擁護局／公益財団法人人権教育啓発推進センター）
- ・『人権について考える2021』冊子（公益財団法人 人権教育啓発センター）
- ・『あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権（三訂版）』冊子（公益財団法人 人権教育啓発センター）
- ・『私たちの身近にあるヘイトスピーチ』冊子（法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会）
- ・ヘイトスピーチ、許さない。（法務省人権擁護局ウェブサイト）https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html



参考文献、ウェブサイト



- ・性的少数者に関する人権啓発サイト（法務省人権擁護局）
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/LGBT/index.html>
- ・『STAY AS YOU ARE!』リーフレット（神奈川県 共生推進本部室）
- ・『かながわ犯罪被害者サポートステーション』リーフレット（神奈川県 暮らし安全交通課）
- ・『かながわ犯罪被害者サポートステーションのご案内』リーフレット（神奈川県 暮らし安全交通課）
- ・『障がいのある人と人権』冊子（公益財団法人 人権教育啓発推進センター）
- ・『いっしょに学ぼう！障がいのある人の人権～パラリンピックへ向けて～』冊子（公益財団法人 人権教育啓発推進センター）